

「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示の一部改正（案）」等及び「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」等に対する
ご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 銀行1柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行1柱告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	第68条の2、第69条の2	<p>以下の①～⑤の各ケースについては、各不等式に合致する場合に「抵当権により完全に保全されている」と判定できるものと考えているが、認識に相違ないか（各計算例はあくまで一例であり、本例以外の各金融機関における合理的な判定が許容されることが前提）。</p> <p>①当庫は第一順位の抵当権・・・$100\% \geq \frac{\text{自金庫のエクスポージャーの額}}{\text{担保物件の価値}}$</p> <p>②当庫は第二順位以下の抵当権、先順位及び同順位の抵当権者の担保の種類が抵当権・・・$100\% \geq \frac{\text{先順位及び同順位の抵当権者のエクスポージャーの額} + \text{自金庫のエクスポージャーの額}}{\text{担保物件の価値}}$</p> <p>③当庫は第二順位以下の抵当権、先順位及び同順位の抵当権者の担保の種類が根抵当権・・・$100\% \geq \frac{\text{先順位及び同順位の抵当権者の極度額} + \text{自金庫のエクスポージャーの額}}{\text{担保物件の価値}}$</p> <p>④当庫は第一順位の根抵当権・・・$100\% \geq \frac{\text{自金庫のエクスポージャーの額}}{\max(\text{担保物件の価値}, \text{自金庫の根抵当権の極度額})}$</p> <p>⑤当庫は第二順位以下の根抵当権、先順位及び同順位の抵当権者の担保の種類が抵当権・・・$100\% \geq \frac{\text{先順位及び同順位の抵当権者のエクスポージャーの額} + \text{自金庫のエクスポージャーの額}}{\max(\text{担保物件の価値}, \text{自金庫の根抵当権の極度額})}$</p> <p>⑥当庫は第二順位以下の根抵当権、先順位及び同順位の抵当権者の担保の種類が根抵当権・・・$100\% \geq \frac{\text{先順位及び同順位の根抵当権者の極度額} + \text{自金庫のエクスポージャーの額}}{\max(\text{担保物件の価値}, \text{自金庫の根抵当権の極度額})}$</p>	<p>個別案件に係る適合性の判定につきましては、別途公表しております Q&A にも照らして、適切にご判断ください。なお、※部分の理解についてはご理解のとおりです。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>※上記②、⑤の分子の「先順位及び同順位の抵当権者のエクスポージャーの額」について、先順位の抵当権者の残高が把握できない場合、登記上の債権額を利用することも認められる。</p>	
2	第 68 条の 2 第 3 項、第 69 条の 2 第 3 項	<p>第六十八条の二第三項の読み替えを行った場合、「抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されているときは、この限りでない。」となる。第一順位であろうと第二順位以下であろうと、第六十八条の二第一項により「抵当権により完全に保全されているか否か」の判定を行うことになるため、複雑化を回避する観点からも、第六十八条第三項第二号は準用しない取り扱いとしてはどうか（当該読替後の条項の適用有無によらず、結果は同じであるものと思料する）。</p> <p><修正案（第六十八条の二第三項）> 原案：前条第三項の規定は、…と、同項第二号中「LTV 比率が百以下である」とあるのは…保全されている」と読み替えるものとする。 修正案：前条第三項（第二号を除く。）の規定は、…【上記原案の下線箇所削除】と読み替えるものとする。</p> <p>※上記は第六十八条の二第三項について記載しているが、第六十九条の二第三項も同様。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
3	第 123 条第 1 項	<p>第 123 条第 1 項にもとづく内部取引によるヘッジ効果を反映する場合（ヘッジ対象：株式、ヘッジ手段：TRS）も、第 131 条（信用リスク削減手法の残存期間の下限）および第 132 条（期間のミスマッチがある場合の信用リスク削減手法の効果の調整）の規定の適用対象であるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
4	第 123 条第 1 項	<p>上記で「適用対象である」場合、株式には残存期間の概念がないが、第 132 条の計算式上、T（エクスポージャーの残存期間）は t（信用リスク削減手法の残存期間）と同値とみなしてよいか。あるいは T を 5 年（エクスポージャーが</p>	<p>ご指摘のケースについては、上限の 5 年と見做すのが適切な取り扱いと考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		5年を超える場合と同じとみなす) とすべきか。	
5	第276条の2第3項	<p>第276条の2第3項(注2)の特定通貨ペアの定義がBCBS国際合意文書のそれと比較して、カバレッジが非常に狭い定義となっている。</p> <p>MAR33.12-(3)-Footnote#1にあるように、EUR、USD、GBP、AUD、JPY、SEK、CADの組み合わせで構成される通貨ペアのみではなく、例えば、USDとエマージング通貨(CNY、RUB等)の通貨ペアも認められている。また、例示された通貨ペア同士の一次結合も同様の流動性ホライズンとされている(例えば、GBP/USDとUSD/CNY → GBP/CNY)。</p> <p>276条の2-3項(注2)の修文が必要と考える。</p> <p>尚、BCBC国際合意文書の記載も、以下の通貨ペアを記載する場合は、強弱幣種の順序は修正が必要と考える。</p> <p>USD/EUR → EUR/USD USD/GBP → GBP/USD USD/AUD → AUD/USD USD/NZD → NZD/USD JPY/AUD → AUD/JPY</p> <p>【第276条の2第3項(注2)修正案】</p> <p>特定通貨ペアとは、特定通貨、スイス連邦通貨(CHF)、メキシコ合衆国通貨(MXN)、中華人民共和国通貨(CNY、CNH)、ニュージーランド通貨(NZD)、ロシア連邦通貨(RUB)、香港通貨(HKD)、シンガポール共和国通貨(SGD)、トルコ共和国通貨(TRY)、大韓民国通貨(KRW)、南アフリカ共和国通貨(ZAR)、インド共和国通貨(INR)、ノルウェー王国通貨(NOK)およびブラジル連邦共和国通貨(BRL)のうち2通貨を組み合わせた通貨ペア。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

2. 銀行3柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している別紙様式は、特段の断りのない限り、銀行3柱告示（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号））の別紙様式を指します。

No.	様式番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
6	別紙様式第9号、第10号	<p>・様式9および10(KM1)「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、「普通株式等Tier1比率（フロア調整最終実施ベース）」、「Tier1比率（フロア調整最終実施ベース）」、「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」</p> <p>・上記項目は欄外注記によれば、資本フロア水準を72.5%と仮定して算出したリスク・アセットの額、およびその額を用いた比率、それぞれを試算するものと理解したが、いずれも国際合意上のKM1において開示を要求されていない項目であると認識している。</p> <p>・上記項目を追加することで、リスク・アセットの額、およびその額を用いた比率がいずれも3パターン（①その時々のリスク・アセットの額/規制比率、②①のフロア調整前のリスク・アセットの額/比率、③①をフロア調整最終実施ベースとしたリスク・アセットの額/比率）併記されることとなり、当開示の使用目線では必ずしもわかりやすい開示とはなっていないことに加え、国際合意上の様式に定めのない項目を積極的に開示する必要は無いと考えるが、上記項目を追加した趣旨を確認したい。また、重要性がない開示項目であれば、削除していただきたい。</p>	<p>国際合意では求められていないという点をご認識のとおりであるものの、最終実施ベースの数値開示は有用なものと考えております。</p>

3. 銀行1柱告示改正告示（附則）に関するご意見

（※）本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行1柱告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
7	第3条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・国内基準行である標準的手法行の「TLAC規制対象会社の同順位商品」の取扱いに、「当該TLAC規制対象会社が適用日以後にTLAC規制対象会社となったものでないときは」の記載が加えられたが、附則第4条の「その他外部TLAC関連調達商品」には同様の改正はないという理解でよいか。 ・また、非G-SIBがG-SIBに移行することに伴い非TLACがTLACに移行する際に、附則第3条第2項に限らず、第3条第3項や第4条等における経過措置が適用されるのか、お示しいただきたい。 	<p>前段については、公表の新旧対照表のとおり改正はございません。</p> <p>後段については、個別案件に係る経過措置の適用可否は附則の規定に則り適切にご判断ください。</p>

3. 監督指針に関するご意見

(※) 本項目で参照している該当番号は、特段の断りのない限り、主要行等向けの総合的な監督指針の番号を指します。

No.	該当番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
8	Ⅲ－２－１－１ －２－２	「【新規制導入先(令和４年金融庁告示第２２号及び第２３号により自己資本比率を算出する金融機関をいう。以下同じ。)に限る。なお、新規制導入先以外の金融機関は、なお従前の例による。】」の追加文言は不要ではないか。	今後、新規制に対応したQ&Aの更新にあたっては、第２条の２-Q1の(A)は重複規定となることから削除することを予定しております。対応の根拠に相違が出ることから、追加文言は必要と考えます。
9	Ⅲ－３－２－４ －４	<p>・別紙様式第８号（四半期開示）の各面の開示時期については、現行の「主要行等向けの総合的な監督指針」のⅢ－３－２－４－４（自己資本の充実の状況等の開示）の(6)四半期ごとの開示事項において、その目途が示されている。</p> <p>（該当箇所抜粋） 開示告示第６条及び第９条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第８号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>・当該規定は、第８号第二面（CR8）、第三面（CCR7）、第四面（MR2）について、いわゆる４５日開示の対象外とすることを許容するものと理解している。最終化対応の告示改正で、第四面（MR2）は改正され、第五面（CVA4）と第六面（CMS1）が追加されているが、当該変更はあるものの開示時期の考え方に変更はない（４５日開示の対象外が許容されるのは、引き続き第二面～第四面であり、第五面と第六面は４５日開示が望ましい）という理解でよいか。</p>	<p>第８号第四面（MR2）においては、その内容を見直していることから、「四半期報告書の公表後、速やかに開示」いただくよう、記載を変更いたします。</p> <p>それ以外の開示事項につきましては、ご理解のとおりです。</p>